

第三十回国会 衆議院 逋信委員會議錄 第三号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君

理事 秋田 大助君 理事 上林 榮吉君

理事 本郷 三郎君 理事 片島 港君

理事 小松 信太郎君 理事 森本 靖君

大倉 三郎君 藤内 修治君

進藤 一馬君 服部 安司君

早稲田 神右衛門君 渡邊 本治君

金丸 徳重君 原 茂君

出席國務大臣

郵政 大臣 寺尾 豊君

出席政府委員

郵政事務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 濱田 成徳君

(電波監理局長)

委員外の出席者

郵政事務官 莊 宏君

(電波監理局次長)

郵政事務官 石川 義憲君

(電波監理局長)

郵政事務官 館野 繁君

(電波監理局長)

郵政事務官 野村 秀雄君

(日本放送協会 会長)

参 考 人 溝上 銈君

(日本放送協会 副会長)

参 考 人 春日 由三君

(日本放送協会 企画局長)

参 考 人 首藤 憲太郎君

(日本放送協会 経理局長)

専門員 吉田 弘苗君

十二月十九日

委員 藤内修治君辞任につき、その補

欠として石田博英君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 石田博英君辞任につき、その補

欠として藤内修治君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 小澤貞孝君辞任につき、その補

欠として加賀田進君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 加賀田進君辞任につき、その補

欠として小澤貞孝君が議長の名で

委員に選任された。

十二月十九日

浜松テレビ局設置に関する請願(中

村幸八君紹介)(第二四六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本放送協会昭和三十一年度財産目

録、貸借対照表及び損益計算書

放送法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二号)

○浅香委員長 これより会議を開き

ます。

日本放送協会昭和三十一年度財産目

録、貸借対照表及び損益計算書を議題

といたします。

本件に対する質疑はすでに終了いた

しております。これより討論 採決に

入るわけですが、別に討論の通

告もありませんので、これより直ちに

採決を行います。

本件について異議なきものと決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浅香委員長 起立総員。よって本件

は異議なきものと決しました。

なお、本件に関する委員会報告書の

作成につきましては委員長に御一任を

願います。

この際参考人、日本放送協会会長野

村秀雄君より発言を求められておりま

すので、これを許します。野村秀雄君。

○野村参事人 昭和三十一年度決算の

御承認を得まして、まことにありがた

く、感謝いたしております。この御承

認によりまして、私どもは今後ますます

す元費を節約し、経営を合理化し、協

会の運営を健全にいたして、われわれ

に課せられた大きな使命と責任とを遂

行することに最善の努力を尽すことを

お誓い申し上げます。御承認のお礼

にかえたいと思います。

○浅香委員長 次に放送法の一部を改

正する法律案を議題とし、質疑に入り

ます。質疑の通告があります。これを

許します。金丸徳重君。

○金丸徳重委員 途中で時間がきたよ

うな形で、おかしなになりました

が、私は実はこの放送法の改正につ

まして、当初より放送番組審議会の構

成及び運営について相当重要な検討

がなされて、そして今後における、放

送法の今回の改正のねらいであります

ところの番組の内容の向上といえます

か、充実というふうなことにしてい

いぶんの考慮が払われておるものと

思っております。また確かに改正法

の理由の中には「放送番組の適正を

図るため各放送事業者が放送番組審議

会を設けるものとし」ということがそ

の初っぱな理由として掲げられてお

るのであります。従ってその放送番組

審議会のメンバーの選任や、その審議

会自体の運営についてはかなりの用意

があると思ひまして、その点をお伺い

いたしましたのであります。ところが先

般お渡し願ったところの「番組審議機

関の運営について」という資料により

ますと、私の期待とは少し違つて、少

しどころか相当違つておることに実は

落胆をいたしましたのであります。こと

に放送協会などにつきましては特にその感

を深くするのであります。が、NHKの経

営委員会についての放送法の第十六条

の規定などを見ますと、他の経営委員

会とは違つた構成、委員の選任の仕

方とられておるわけでありまして。たと

えばその委員の選任に地域制をとつて

てみますればわかるのであります。が、

文化だとか、その他学術だとかいうよ

うなことをあげて、そしてそういう部

門を網羅するといひますか、代表する

形において委員の選任がなさるべきこ

とが法律上定められてある。これは政

府がきめておるところの各種の運営審

議会、経営委員会などには見られない

例なのであります。なぜこういう放送

事業の経営委員会についてこのような

選任の方法を法定したかという趣旨を

探ってみますれば、これはもちろんそ

の技術の進歩であるとか、あるいは運

営、財政なんかについて、全国的に各

地域を網羅した意見を——適任者を探

すといふこともあるものでありましょ

うが、最も大きなねらいは、放送番組

の編成あるいは番組の充実について

特に地方的な要望を受け入れる、ある

いは各部門の特殊な知識なり経験なり

要望なりを受け入れるという態勢をと

らなければならぬからといふことに

あつたろうと思ふ。それがもつぱら放

送事業という特殊性にかんがみて、そ

のような他の鉄道なりその他の公共事

業の経営にとられたところの委員の選

任とは別個な条件をつけてきた理由は

そこにあるだろうと私も考へて

おつた。従つてその放送番組審議会と

いふものを法定しないならば別といた

しまして、法定するとならば、そ

の地域制をとる、部門別制をとるとい

うその趣旨は、経営委員会からこの放

送番組審議会の方に押し植へらるべき

ものだと思うのです。その地域制の選

任をとる、あるいは各部門別からそれ

それを代表するといふような委員の選

任制をとるといふ法律上の趣旨は、この

移し植えかえらるべきものだと思つておつた。しかし番組審議会というものを法定化する以上は、この十六条の趣旨をはつきりと法律にきめてからかぬと、せつかくこの審議会を法定化するという趣旨がばやけてしまふ。今度の改正案を見ると、経営委員会の方には今度四人ふやす。それは全国区というか、そういう点をとってきた。全国区制をとるという点においては私はこれは賛成できるわけであるが、それ以上この番組審議会の方においては地域の特殊性を生かし、あるいは部門別の要望に沿うような委員の選任、運営の仕方がとらるべきであるとは私は確信しておるのであります。従つて片方の十六条には、純然たる経営委員会にはあるに越したことはないんですけども、番組審議会の方にこそほしい地域制云々と書いてあつて、今度の改正案の四十四条には、番組審議会は一概にばく然と学識経験者というやうなことをとつてゐる。これは私は非常に矛盾だらう、間違つておるのじゃないかしらぬと思ふのですが、これについてどうお考えになつておられるのか。せんだつてちやうだいたしたところの「番組審議会機関の運営について」という資料によりますと、ただ「委員の選任にあつては各方面の学識経験者（婦人を含む）」と書いてある。私がこの前の参考人の陳述に対して婦人の御意見を、こういう質問をいたしましたが、あのときにはかなり私は皮肉を含めて申し上げたつもりであつた。しかしあの御婦人はその皮肉がよくわからなかつたらしくて、私に満足するだけの返答を下さなかつたのであります。政府当局といたしましては私

の質問の裏をよくお考えいただきたい、カッコして婦人を含むというやうなまことに人をばかにしたやうな御返事ではなく、番組審議会のねらうところは何かであるかというところをお考え願つて一つ御返事をいただいておかなければならないと思ふ。私は願うならば十六条にあるやうな趣旨を四十四条の番組審議会においても法定した方がよろしいぢやないかという考え方を持つておつたからお尋ねいたしたのであります。ただ単に「婦人を含む」というやうな御回答ではなしに、一つまじめなお答えをちやうだいたしたい、こう思ふのであります。

○廣瀨政府委員 ただいま金丸委員から番組審議会機関の委員の選任のことにつきましていろいろ示唆に富んだ御発言をいただいたわけでありまして、私も御発言の趣旨はよく理解ができるわけでございます。御指摘のように今度の新しい法律案におきましては、番組審議会の委員は何人以上でなくちやならないというやうな員数の規制、それから他面におきましては学識経験者のうちから選ぶというやうな程度の制約しかいたしてないのではありません。番組審議会機関の使命、職責から申しまして、ただいま金丸委員のおっしゃつたやうなことも考えられたわけでございますが、ただ私もといたしましては放送事業者の自主性というものを尊重いたしましてその事業者が良識によつてたまたま金丸委員のお述べになりましたやうな趣旨のりっぱな番組審議会機関というものを作ること希望しておるわけでございます。つまり放送事業者の自主性を尊重し、その良識に待ちまして、委員はなるべくならば各階層、各分野を代表するやうな、しかも全体としてその地域における聴取者のすべての意向を代表するやうな委員であつてほしい、かように考えておりますけれども、法規の建前から申しますと自主性を尊重するところ、重きを置きまして、ごらんのような法律案を提出いたしておるわけでございます。

○金丸（徳）委員 もう押し問答になりますから……。ただ私は、自主性を尊重するということは政府官憲からの自主性を尊重するのであつて、最も利害関係者といひますか、尊重しなければならぬところの聴取者、もっと広く言ひますれば公衆に対しては自主性ということはあり得ないだらうと思ふのです。権力によつていろいろ拘束するといふことは避けなければいけませんけれども、しかしながら聴取者の要望なり公衆の意見を取り入れるといふことは、これはどんなに広げても放送事業に関する限りは私はいいことだらうと思ひます。もし政務次官が言われるやうに自主性を尊重するといふならば、この番組審議会の法定化それ自体が、私はもうすでに自主性を侵害してゐることだと思ふ。そうじゃなくて、法律にきめてあることは窮屈ではあるけれども、そうすることが聴取者の利益を尊重することになる、公衆の要望を受け入れることになるとするならば、これこそ私はこの法律の改正のねらうところであつて、とらなければいけないと思ふ。私は十六条と今度作るところの四十四条との権衡上おかしくないかといふことを言つておるのであります。その点私の意見があるいは御了解願えないのかどうか残念であります。

○廣瀨政府委員 私どもは番組の向上適正化をねらつておりますことが今度の改正法律案を提出しました一つの大きな目的なのでございますが、さうなことを考えますと少くとも番組審議会機関というものは各放送事業者ごとに作つていただくやうなやうなやうな程度は必要であつて、それから先は努めて放送事業者の自主性によつてその選任をお願いしたい。作ることそれ自体も自主性を傷つけることになるんじゃないかといふ御意見のやうでございます。私も、あるいはさうな御無理を申し上げるということも多少自性を傷つけることになるかもしれせんけれども、他の大きな目標であります番組向上のためには少くともさうな程度のことはやつてもらいたいといふことで法律案を出しておるわけでございます。それから先はすべて公平な第三者を関与させまして選任させるとか、あるいは郵政大臣の同意を必要とするとか、いろいろな御意見もあるやうでございますけれども、作ることは法律案にはつきり明記いたしまして規制いたしますけれども、それから先のことはすべて事業者におまかせいたしたいといふやうなことで、かような考えを法律案にうたつておるわけでございます。

○金丸（徳）委員 実は公共放送の番組審議会は、各地方の中央放送局といひますか、その所在地に置くことになつておつて、各県の地方局別には置かれていない。ところが實際にはローカル放送の番組などについては、各放送局がそれぞれ自主的といひますか、その地方に應じた形でやつてゐるのではないか、それだけの自由が与えられておるのではないかと思ひます。またさうでなければいけないと思ふ。もしさうだとすれば、その番組審議会は、さうした地方の番組の編成の自由が許されるといひますか、それだけの権限を持つておることに置かれた方がよいといふことが一つと、それから全国に四十幾つも作つていくといふのは非常にわずらわしいといふことなら、中央放送局に地方委員会を一つ作るとするならば、今度はその管内の各県から、ちやうど中央におけるところの経営委員会の選任方法が、北海道、九州、四国といふことと地域別に代表されるやうな形で選任せられると同様に、熊本放送局における番組審議会といふものは、熊本管内の各県から選任されてこなければんといふにこの十六条に法定されたやうな趣旨は生きてこないのではないか、こう思ふのです。さういふことさえも法律にいつてありません。さうしてさういふことは法律にはいわけけれども、お考えの中にはあるのかと思つてお尋ねしたのであります。お返事の中には何にも書いてない。私は非常に大事なことでと思つてお尋ねしたのでありますが、何にも書いてない。いゝわんや部門別については何も書いてないのです。これじゃ十六条の趣旨とあまりにも開きがある。それから番組の適正向上をはかるというほんとうのねらいと開きがあり過ぎるのではないか。法律に書くことによつて非常にむ

ずかしいということであれば、せめてこれにはうたてはしかなったと思うのです。その点については、非常にいいいようですが、大事な点ですからあえてお尋ねするのですが、お答え願いたいと思います。

○廣瀬政府委員 お尋ねの趣旨がどうもはつきりいたしませんので、あるいは食いついた答弁になるかもしれないと思いますが、NHKにつきましては、中央と地方の、たゞいまあります中央放送局ごとの地方の番組審議会がございまして、これは問題はないかと思ひますが、民間の一般放送業者につきましては、私どもの考えといたしましては、各放送業者ごとに、つまり持っておりましてエリヤの聴取者を代表いたします委員が選任される形式によりまして、番組審議会というものを作ってほしい、かように考えておるわけでございます。

そこで私もいたしましては、その地域の一応の声を聞く、しかし今の階層とか分野とかいろいろあるわけでありまして、そういうようなものを含めての全体の聴取者の代表が委員に選ばれるような良識を持った事業者が委嘱を受けてやってもいいというのを念願いたしております。さうにさつきは申し上げたわけでございます。一説には民間放送業者につきましては、全国の各事業者ごとに番組審議会を設置せずして、民放連と申しますか、全国一カ所のまとまった単位によつて番組審議会を作ればいいじゃないかという御意見もあつたようございしますが、これについては地方の聴取者の声が聞きにくい、しかも番組審議会というものができずならばかなりひ

んびんと、月に一回とか二回、三回という程度に聞く事業者もあるのではなかつたかと思ひますが、私どもはその数が多い方が希望なのでございまして。ということになりますとあまり遠隔の地から毎月何回か審議のために出席するということも困難であらうかと思ひますので、なるべく地域を狭くしてたびたび開かれるような機構が、そういう観点から申しまして必要じゃないかと思つております。また民放につきましてはたゞいま民間の一般放送業者が義務的に民放に加入しなければならぬという法律の規制がございせんものですが、それ一本で参りますと民放に入っていないから、また場合によつては脱退してさうな規制を受けられないような業者も出てこないとは限らぬと思ひます。でありますから、さうな観点から申しまして全国一本にして民放連で番組審議会を作るのみで済ませるといふようなことであつてはならない、か

ように考えておるわけでございます。○金丸(徳)委員 今の全部一括して、民放連で大きくまとめてやるという案も私は一つ考えられるわけでありまして、今度の案はそうじゃなくて、各事業者別にということなんです。ということは聞かれる範囲内における地域の意見を取り入れるような形だということでありまして。その考えと、NHKの方でとられる考えとが中途半端になつておるのです。もし事業別の方がいいというお考えに徹するならば、私は各県別なり各放送局別の番組編成の自主性と申しますか、地域性が認められる限りにおいては、そこに番組審議会が置かれた方がいいんじゃないか、中途半端に過ぎるんじゃないかと思つて

であります。そうすれば何もたびたび遠くから寄つてくるという御心配はなくなるわけでありまして。むしろそうすることによつてほんとうに番組審議会の地域性、委員の選任の部門別性を生かすことができるんじゃないかと思ひます。そういうお考えとここにきてある考え方とが少し矛盾してきてゐるんじゃないか、こういうことをお尋ねしているわけなんです。

○廣瀬政府委員 金丸委員の御趣旨よくわかりました。なるほど御指摘のようないふことも心配されるわけでございますが、提案者として申しての気持は先刻申し上げた通りなんです。しかし申し上つた通りな金丸委員からおつしやつたようなこともあるいは心配されないのであるかと思ひます。でございます。でありますから今日のところ、われわれといたしましてはこの法律案に盛り込んでおきたいと思ひます。番組審議会を作つていただくように、業者の良識に訴へていただくように、委員の選任ができるか、機関の運営ができるか、その実績をながめましてまた後日——私どもはこの法律案でわれわれの期待しているような選任あるいは運営ができるものだと考えているわけでございます。しかし、ただいま御指摘のような点も心配されないのでないでございます。さうなことから、さうな点につきましては今後の実績によつて検討してみたい、かように思つております。

○森本委員 森本端君。この放送法の改正案について、はなから審議をせられたいけれども、大体最後も近づいてきたけれども、ことであるので、今までの重複を避けまして、聞いておかなければならぬ点だけ要点のみを聞いてみたいと思ひます。

まず最初にお聞きしたいのは第九条第二項の八号であります。委託により、放送及びその受信の進捗発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。というところについてはこの前委員の方からも質問がありまして、いろいろ質疑応答がありましたが、まだ明らかになつておらないところがございまして、この「委託により」「云々」ということについてのこの号を一つ説明をお願いしたいと思います。

○廣瀬政府委員 第九条第二項の八号でございますが、委託という言葉を使つてあるのでございまして、この委託によると申しますのは、協会が委託を受けまして調査研究、技術援助等ができるという意味でございます。委託の具体的な内容につきましては、第一に放送及びその受信の進捗発達に寄与する調査研究としましては、たとえば放送番組に関する世論調査あるいは特殊な放送技術の研究等でございます。第二には放送設備の設計その他の技術援助といたしましては、たとえばスタジオの設計等でございます。第三の問題といたしましてはアナウンサー、技術者等放送に従事する者の養成、こういうようなものを委託によつてやることでございまして、かように考えておるわけでございます。もっともこの協会の委託の運営につきましては、第一に業務の規模でありまして、第二に業務の分考慮する必要があるものであります。また第二に依頼があればすべてを受託し得るという限らないのでございまして、限界以上のものはこれを断るこ

ともあり得ると考えております。従つて実際の運営に当りましては、一定の計画をするとか基準を作るとかいたしまして、公正に運営することが望ましいと考えておるわけでございます。

○森本委員 これは一般の放送会社、民間の放送会社等からの技術援助並びに放送に従事する者の養成をすることができ、さういふ場合にはやはり実際の費用を徴収してやるということになるわけですか。

○廣瀬政府委員 実費をいただきます。委託を受けるということになります。

○森本委員 これは今日までさういふのをやつておつたことがありませんか。

○廣瀬政府委員 従来さうな事例がございまして。今までございまして。○森本委員 今日までさういふのは協会の予算の中でどういふところの収入に入つておるんですか。

○廣瀬政府委員 多分雑収入というふうな項目の中に入つておると思ひます。

○森本委員 雑収入に確かに今まで入つてきておるわけですか。

○廣瀬政府委員 確かに雑収入という項目に入つておりますが、額はたゞいま資料を持っておりませんのでお答えできません。

の具体的な例を一つ示してもらいたいと思ひます。

○**証説明員** 具体的な例というのはなかなかむずかしいのでございますが、考えられるものとしたしましては、たとえば受信障害対策の關係の仕事というものがあつたと存じます。

○**森本委員** 受信障害対策云々といふと、この内容は、具体的にどういふ仕事になるかということですが。

○**証説明員** 受信障害というのはいふ問題になつておりますが、これに對しまして、いろいろの防止器をつけて歩いたり、あるいは周知啓発の手段を講じたりするような仕事です。

○**森本委員** それ以外にどういふことがあつたか。というのは、私はよく念を押しておきたいと思ひます。

は、この十号の案文通りでいきますと、これは下手にこの条項を百パーセント活用してやろうといふことを考えた場合に、何でもできるということになるわけですが、放送及びその受信の進歩発達に關し特に必要と認められる」といふことになりまして、たとえば新聞を發行するといふことについても、放送の發達に寄与するといふことにも考えられますし、あるいはまたその他のいろいろなことについても、この十号を当てはめようと思へばできるわけでありまして、だから今の受信障害の件等についてはわかりましたが、それ以外にこの条項について郵政当局が考えておられるかどうか、具体的にあらわすのか、こういうことをお聞きしておるわけですが。

○**証説明員** 具体的にほかに何を考へておられるかという御質問でございますが、他の適例はちよつと今のところ私

どもの頭の中に浮んで参りません。と申しますのは、この条項がございませんと、御承知のごとく協会の業務は制限列記的になつておりまして、しかも協会の収入はここに書いてあるものの以外に使うことができないといふ条項が別にありますから、何か將來どうしてもやらなければならぬものが起つた場合には、それがやれるようなないわけでは困るのじゃないかといふ趣旨で入れたものでございまして、なかなかほかの適例は見つからぬわけでございます。

〔委員長退席、秋田委員長代理着席〕

○**森本委員** そういう趣旨だろうと思ひますけれども、一応ここでこういうものを審議して、こういうものを通すといふことになつてくると、この内容が具体的にどういふものであるかといふことと一応の説明を聞いておかないと、この法律の拡大解釈をすれば何でもできるのじゃないかといふことも考へられるわけですが、そこで、たとえばNHKがテレビ用の映画会社を作るといふのも、この条項でいけばかまわぬと思うのですが、そういうことはどうなるのですか。

○**証説明員** ただいま先生のお話の中に、NHKがテレビ映画会社を作るといふお話がございましたが、この十号に掲げておりますのは、協会がみずからの業務として行うことでございまして、他人たる法人の業務云々のことではございません。

○**森本委員** ちよつと私の方の質問が悪かつたわけでございますが、たとえば今NHKが映画を作っておりますの

は、ほとんどいわゆる科学映画のような、実写映画みたいなものを作っておりますが、しかし会社を作らずとも、NHKがかりに今の劇場映画を放送のために作ろう、あるいはまた放送のため新聞もNHKが發行するといふことと、あるいは俳優の養成等、そういうようなことについてもこの条項でできるのじゃないかといふように考へるわけですが、どうですか。

○**証説明員** NHKがみずから放送のために映画を作るといふ場合は、NHKの本来業務の規定の方から、番組編集上の必要からやるとございまして、それは可能だろうと思ひます。それから劇団とか音楽団を養成してみずから持つといふことも、みずから放送のために必要なものは他の条項によつて可能と思ひます。新聞もNHKが業務の周知宣伝をするといふことは他の方で認められるところでございますから、その手段として行うことは實際差しつかえないと思ひます。

○**森本委員** 現在の新聞は實際NHKが出してゐるのですか、それともサード・センターがやつてゐるのですか。

○**証説明員** お話の現在の新聞とおっしゃいますのはNHKラジオ新聞といふものだと存じますが、あれはNHK自体が發行してゐるものではなくて、たしかサード・センターのような別の法人が出してゐるものでございまして、NHKが出してゐるものでございまして、それでは私は將來の問題になるからよく聞いておきますが、たとえば今のNHK新聞というふうなものやNHK自体が發行して、NHK自体がこれを集金人によつて各戸に配らしてその料金を徴収するといふこと

も、この十の項目でできるわけですね。利益にならなければならぬわけですね。

○**証説明員** NHKが周知活動として新聞を出すことは、ここに新たに作るうとする第十号ではなくて、他のすであるもので可能であらうと考へております。

○**森本委員** 可能であらうでなしに、そういうことをやつてもよろしい、こ

ういふことですね。

○**証説明員** 現在でもよろしいと私は考へております。

○**森本委員** そうするとこれは条文の通り、放送及びその受信の進歩発達に關しては、それ以外のことについても郵政大臣の認可があつた場合には相当やれる、こ

ういふことですね。そこで、その郵政大臣が認可をするところの基準を一体どこに置いてゐるわけですか。これは具体的にあげないとして、放送及びその受信の進歩発達に關してとやつても、今言つたような問題がいろいろ出てくるわけでありまして、その郵政大臣が認可をするところの一応の基準といふものを郵政当局はどう考へてゐるか、こ

ういふことですね。○**証説明員** ただいまのところではこの法律に掲げてございまして、放送及びその受信の進歩発達に關するものであること及び特に必要と認められるといふことでありまして、さらに具体的にこの認可を郵政大臣が行う場合には、必ず電波監理審議会にかけるといふのが別にございまして、十分これは慎重にいたしたい、かように考へ

○**森本委員** それはちよつと答弁にならぬのですけれども、まあいいです。實際問題としては今言つたように、一応これはこ

ういふ基準であるといふことはこ

ういふ基準であるといふことはこ

ういふ基準であるといふことはこ

ういふ基準であるといふことはこ

ういふ基準であるといふことはこ

ういふ基準であるといふことはこ

くても、遂行に支障があるということ
で断わる。そういう場合に、その申し
出があったものがいとか悪いとか判

今言った善良な考え方に基いてこの条文を作ることはけっこうです。けっこうですが、かりにうんと悪いのが出て

なことになる。おりましたけれども、それではよろしくないということで改正案を出しましたわけでありまして、

つ御決定を願いたいというものを審議
していけばよろしい、こういう形に変わる
わけでありまして、そういう点から考

と十二人になるわけでありますが、この各別表によるところの八人については教育、文化、科学、産業その他の各

分野を見て任命をしなければならぬ。それからこの全国区が四名、地方区が

八名ということになるわけでありすが、前々から言っておることでありますけれども、教育、文化、科学、産業その他の各分野を代表するということも必要でありますけれども、また聴取者、視聴者のいわゆる生活環境からくるところの選任方法も考えていい時期ではないか。たとえば農村の代表の一人を一人とか、あるいはまた働く労働者の諸君の中から一人とかというようにな、また先ほど金丸委員も言われてお

りましたが、広く家庭婦人の地位を代表する者とかというふうな形のもののもので、選任も、今後は必要ではないか。単に有名人を経営委員に任命をするということとは、あまり効果がないのじゃないか。有名人も三分の一度入っておつてけつこうでありますけれども、実際にこの経営委員については、聞いておる者について、あるいはまた生活層層からくる違った観点からの選任というものも必要ではないかというふうに考えておるわけでありますが、その点はどうですか。

○廣瀬政府委員 先刻金丸委員にもお答え申し上げましたように、ただいまの森本委員の御意見は、御意見といたしましてまことに傾聴すべきものだと考えております。

○森本委員 次に、この委員の欠格条項ではありますが、これはその他のことにも非常に関係がありますけれども、今までは「任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む」というかなりきつい欠格条項があったわけでありまして、今回はこの欠格条項が除かれておるわけですが、この欠格

条項をなぜ除いたか、それを具体的に説明願いたいと思います。

○廣瀬政府委員 こうした選考につきましては、なるべく欠格者を少くしまして、選考のできる範囲を広くすることとが望ましいわけでございます。しかし、どうしてもこれはやむを得ないというような人を最小限度に欠格者としなければならぬわけでありますが、そこで今回の改正は、なるべく広い範囲から適任者を選任したいということとでさようなことにいたしましたわけであります。

○森本委員 広い範囲からやらなければならぬということでこれを修正をした、そうすると、今まではこの欠格条項があつて狭い範囲内でやつておつたので何か不便があつたということでこれを改正したということになるわけでありますが、何かこの欠格条項がありまして今日まで範囲が狭くなって非常に不便であつた、こういう具体的な例なり経験が郵政省にありますか。

○廣瀬政府委員 具体的になかなか人の名前なんか申し上げにくいのでありますが、困つた例はないではなかつた

わけであります。それと通信、報道、新聞でございますか、そういうような事業の経験を持っておられる人の知識も尊重すべきだというような考えもありまして、そういう方面のワクをはず

したわけであります。具体的な例としては、困った例はなかったことではないと思いますけれども、それはちよつと申し上げかねます。

○森本委員　具体的な例で、人の名前まであげるということは困難だろうと思います。そういう例があつたことは何回くらいありますか。

○廣瀬政府委員　そうしよっちゅうは
ございせんけれども、一、二回は

あったというように聞いております。

○森本委員　おそらく一、二回といったところで、名前を言えといったらななというところで、いろいろ欠格条項といふものは、ほんとういえばなかなか重要なわけなんです。そこでこういう欠格条項を削除するという場合には、こういうことで、こういう具体的な例があつて不便であるから今回こう改正する――これは警察官職務執行法の改正

のときも、そういう問題が非常に論じられた。具体的にこういう欠陥があった、だからこう改正しますということ、一つの迫力というものが出てくる。そういう具体的な例がないにもかかわらず、そういうような理由によってやるということとは軽率に過ぎると思いますが、郵政当局が将来をおもんばかって改正をしておるのだということでありますから、これは一応反対であるということを明確にして次の質問に移っていきたいと思います。

それから、これも前にも質問してお

りますけれども、ちっともはつきりしておりませんが、NHKの来年度の予算にも関係しますので、一応NHKでなく、郵政当局の考え方を聞いておきたいと思います。第二十二条の報酬の

問題でありますが、これを郵政当局としては具体的にどう考えておりますか。

○廣瀬政府委員　これは必要な、適当な報酬を差し上げるということでございまして、それから先はNHKにまかしたいと思っております。

○森本委員　適当な報酬を差し上げると言うことはよくわかりますけれど

も、今まで無報酬であったものを今回は報酬を与えるという、こういう条文

を出ておる限りにおいては、一応NHKと打ち合せをして、このくらいのものを差し上げたらよからうという話し合いがあつてしかるべきだと思う。これは本委員会として二月に入ったらNHKの予算を審議することになりますから、そのときにやってもいいわけでありますが、本来法律案というものを提案する場合は、やはり適当なことなんということは實際問題としていかなぬ。しかし政務次官がそういう回答を

しておるので、次の予算案のときにこれは審議をすることにして、一応この質問については打ち切っておきます。

次に第二十四条の今回の理事の増員であります。今までは理事が三人でありましたが、それを一躍理事五人以上十人以上というふうにきめておりますが、実際問題として郵政当局は現在の理事については何人が正しいというふうにお考えですか。

○廣瀬政府委員　これにつきまして、かつて御答弁申し上げましたように、NHKでも事業量が非常にふえて

参っておりますので、理事をぜひ増員をしてもらいたいというような要望もございまして、NHKといたしましては七名程度の理事を作りたいと考えておるようございまして、私どもそ

ういふところが適當じゃないか、かように考えておりますわけでございませう。

○森本委員　そうすると、これは七名とすればいいものを、十人以内というふうにきめたのはどういふことですか。

○廣瀨政府委員　これはある程度将来長く適用されます法律のことでございます。

ますから、それで弾力性を持たしてお
く方がよからうというわけで、五名以

上十名以内ということにいたしましたわけでございます。

○森本委員 それはNHKの要請ですか、それとも郵政省独自の考え方ですか。

○廣瀬政府委員 NHKの意向も参酌いたしておりますけれども、法律案を出しましたのが政府でございますので、政府当局の意見として申し上げます。

○森本委員 NHK当局が十人以内と

いうふうにはやかしておいてくれというふうに強く要望がありましたか、それともそういう要望があるということを察知して郵政省が好意的に提案をしたのか、そのどちらですか。NHKから大いにこういうふうにしておいてくれという要望があつて、郵政省としてはそれが正しいとしてこういう提案になったのか。

○廣瀬政府委員 郵政省としてこういうことがよからうということで出したわけであります。

○森本委員 そうするとNHKの方か

らは十人以内というふうにしてくれという強い要望はなかったわけでありますか。

○廣瀬政府委員　一応意見を聞きまして、先刻申しした通りでございます。

すけれども、十名という数字にこだわった強い主張はございませんでした。

○森本委員　大体こういう法律において役員をきめる、それから毎年予算も審議するというような性格のNHKについては、こういうふうに五人以上十人以内というふうなばやけたやり方をせずに、やはり七人なら七人というふ

うに明確に限定をするのが、私は正しい

いじやなろうかというふうには考えるわけでございます。そこで郵政省が十人以内というふうにやったということ

を考へてみると、現在の郵政大臣なり郵政事務次官がおられる間はそういうことがないかと思ひますけれども、われわれがかんぐつてこれを考へてみますと、郵政省のたとへば古い方々を、場合によつてはNHKに一つ探つてもえなないかというふうなことで、理事に送り込むという下心があるといふふうにかんぐられても、今日までの実績からいくなればやむを得ない場面があると思ひますが、将来において

もそういうふうにいわれる姥捨山にNHKがなるといふことについては、私は深く戒めなければならぬと思ひつてあります。しかし事実それだけの手腕力量があつて、まだ年令的に大丈夫というふうなりつばな人があれば別でありまして、これをとくところてん式にNHKに押しつける、そういうためにこういうふうな何人以内といふことであつてはならぬといふことをよく言つておられます、このことについては、現在も将来も郵政当局は賛成であるとはつきり言つても何ら差しつかえないと思ひつてますが、どうですか。

○廣瀨政府委員 NHKを郵政省の姥捨山といふふうには絶対に考へないといふことは、将来につきましてもはつきりお答えできると思ひます。さうな御趣旨に従つて姥捨山には毛頭いたしたくないと思つております。

○森本委員 それでは次に第三十四条であります。放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、云々といふことは、今回はこれは条文の簡単な改正であります。ここで第三十四条についてお聞きしておきたいことは、この条文はありますけれども、今日までこの条文が適用せられたことがあ

るかどうか、一つ明確にしてもらいた

いと思ひます。

○森本委員 現在までのところ、この条文で研究命令を出したことはござい

ません。

○森本委員 せっかくこういういい条

文があるにもかかわらず、一ぺんも使つたことがないという条文について

は、これは悪い条文なら別ですけれども、せっかくこういういい条文があるのにかかわらず使われないといふことはどういふことでしよう。これは大臣の方の御回答になると思ひますが……。

○寺尾国務大臣 御指摘のように、かかる放送の進歩発達にきつめて貢献できる、発達に資することのできるこの条文を十分活用しなかつた——十分でなくいまだ一回もこれを適用しなかつたといふことについては、遺憾であらうと存じます。従つて、今回の改正につきましても「放送及びその受信」といふことを入れてまして、広くこういうものについての研究、こういうものに十分貢献をせしむべきだ、かように考へておりますので、今後はこ

うした条文を十分生かしていくべきだ、さうに考へております。

○森本委員 そういう答弁でけっこうありますが、それは来年度はこれを生かしますか。

○寺尾国務大臣 検討いたしましたして、さうにいたしたいと思ひます。

○森本委員 なかなかそれはいい答弁であります。二月にはすぐNHKの予算もかかりますし、それから当面政府予算が検討せられておるのであります。それが、今の郵政省と大蔵省における予算折衝の過程において、この第三十四条に係るある予算事項が検討せられておりますか。

○濱田政府委員 郵政省におきましては、電波研究所の研究予算の中に、来年度の三つくらい重要な問題を繰り込んで予算要求をしております。その中で送信等に関するものがありまして、電波研究所においてこれをやるのみならず、必要によりましてはNHKに研究命令を出してやつた方がいいものがあると思ひます。そして必ずしも今決定いたしませんけれども、さうなことを考へて、電波研究所の方の予算を考へておるわけであり

ます。

○森本委員 もともとこの第三十四条による予算について、私の考へ方としては、おそらく郵政省は考へてい

なかつたと思ひますけれども、しかし今の電波監理局長の答弁では、今回の電波研究所の予算に関連をして、この問題について考へておるという御回答でありますので、それを私も了解をいたしまして、今まで一回もなかつたといふことでありますから、金額はたといふ些少でありましても、将来の先べんをつけるという意味において、来年度予算等においては、この第三十四条の実益が生きてくるように今後大いにこれは御努力願ひたい。特にこれは大臣の政治的手腕に待つところが多いわけでありまして、一つ大臣十分にこの点には、きよの委員会における議論を頭に置いて来年度の予算折衝については考へてもらいたいといふことを強く要望いたしたいと思ひます。

それから次に第四十四条であります。今回の政府提案の中でこれも一つの提案理由のみそのところでありますけれども、言葉が非常にきれいな言葉で、小学校の一年生が読んでもわかり

やすい法律に書き直しておるわけでありまして、これはそういう意味で書いたわけですか。国民みんながわかりやすいという意味で……。

○石川説明員 条文のことでござい

ますので、私から御説明申し上げます。この第四十四条の改正は、実は現在どういふ点が改正になっておるかといふことを簡単に申し上げますと、ただいま小学生でもわかりやすいといふ点は、「豊かで、かつ、よい放送番組」といふ点をさしていらつしやるの

の点と、さらに「わが國の過去のすぐれた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」の点をさして

いるのだからと思ひます。

それでは現在の法律と違ひますところを——あとで読みました第三項は新たに追加したものでござい

ます。最初に申し上げました「豊かで、かつ、よい」といふのは、これは現在の第四十四条一項をはつきり書いたといふことでござい

ます。この意味は、しからば現在NHKの放送が非常に貧弱であるかあるいは悪い放送であるかといふふうなことでありますけれども、私どもの見ま

す限り現在の放送におきましては、NHKはかなり豊かで、かなりよい放送を行なつておるものと考へておるので

す。しからばなぜこれを改めるかといふことでござい

ますが、この現行法ができました昭和二十五年には、何度

も出ましたように一般放送事業がまだ存在しなかつたときに作られたものでありまして、今日の状況とは全く違つて

いたのでござい

ます。従つてこのNHKといふものが今日日本の放送界でい

かなる地位を占むべきかという点は、

先般来問題になりましたNHKと一般放送事業の關係で、大臣、政務次官などから説明申し上げておる通りでございます。NHKというものは特に放送法で作られた、日本の全国で受信できるような放送を行い、かつ受信料を取るという特権が認められております。そういう法人でありますので、この番組につきましても、現在いいけれども、さらに高い目標を掲げてNHKの性格を明確にすべきである、という考え方で「豊かで、かつ、よい」という希望のものをつけ加えたのでございます。

○森本委員 そういうことで、文章は私が言いますように小学生でも読んでわかりやすいのであります。ところが、読んでわかりやすいけれども、それではその内容については具体的にどうなるかということになります。これは解釈がいよいよ分れるところでありまして、そういうことを私は言っているわけでありまして、確かに「豊かで、かつ、よい放送番組」ということについては、読んでその通りであります。しかし、「豊かで、かつ、よい放送番組」というのは一体いかなるものであるかということになって参ります。これはそれぞれの方々の意見が分れるところであるかと思う。だから、あなたの方ではなかなかいい改正案だと考へて出しているかもしれないけれども、これをもう一つ詳細に討論をしていくならば、かなり私は字句については意見が分れてくるのではなかろうかというふうに考えるわけでありまして、将来これは問題になろうと思ひますが、一応きょうは時間があまりないやうでありますから、この問題だけを

提起をしておきたいと思ひます。それから今回、この第四十四条で幸いなことに三項が改正になっておりません。かりにこの三項でも改正するということになりますと、おそらく与野党がほんとうに衝突することになるだらうと思ひますが、幸い三項はそのまゝになっているので、あえてその他の字句の問題についてはきょうは私は論じません。

ただ一点だけお伺ひしたいのは「公安及び善良な風俗を害しないこと。公安を害しない」というこの「公安」という字につきましても非常に意味の深い言葉でありまして、この言葉自体についてもそれぞれの考え方あるいは行動の仕方によつては非常に解釈が違つてくることである。しかしそれに加えて「善良な風俗」ということになつて参ります。この善良な風俗ということについてもさらにこれまた解釈が非常に分れてくることであらうと思ひます。郵政当局としてはこの善良な風俗ということはどういうことであるか、具体的に説明を願ひたいと思ひます。これは大臣から説明を願ひたい方が、人生経験が多いからよいと思ひます。

○寺尾國務大臣 私は、最近の國民思想からいって、御質疑のあつたやうな問題については論議の多いところだと思ひます。善良な風俗の意義ということとは、私はそういう方面の専門家ではありません。それからわかりませんが、放送及びその受信の國民生活に及ぼす影響がきつめて大事である、従ひまして健全な國民性をつちかへて健全な生活を営む上に善良な風俗というものが必要ではないか、こういうきつめて常識的

な考え方をもちつてこれを追加したい。いわゆる一般の道徳觀念をさすものと考へるわけでありまして、従ひましてこれを害する限界は、その時代における社會の一般的道徳觀念によつて異なるのではないかと、かように考へておるわけでありまして、具体的に述べることは非常に困難ではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○森本委員 その道徳觀念というものが、その時代によつて変遷をしてくることについては私も同意であります。しかし、ここに問題がありますのは、道徳觀念については時代の変遷によつて変わるということもあり得るけれども、現在の日本の状態からいふならば、その土地の環境と状況によつてもこの解釈の仕方が変わってくる。これは思想の立場とか政治的な立場というところでなくして、たとえば東京ではテレビを見ておつて何でも一つのグラブドレブのテレビであつても、それが具体的にいふなかの方でそれを見た場合にどういふ影響を与えるかということについては、やはり変わってくるわけですから、そこでそういうふうな重大な問題を、簡単に善良な風俗を害しないというやうな文句でこの解釈を全部郵政当局が解釈をするということになりますると、かなり私は重大な問題を提起してくるのではないかと、こう考へるわけでありまして、将来この改正案が施行せられるに當りましては、こういう字句については十分慎重な配慮をもちて行なつていかなければならぬ。今言ひましたやうに時代的な變遷と、さらにその土地環境あるいはその人の生活環境によつても変わってくるわけでありまして、そういう点を十分に考へて、

これを施行する際に、郵政当局としては慎重な態度をもつて臨んでいつてもいいというところをこの際要望しておきます。

それから次の4であります。「教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つやうにしなければならぬ。」こうあるわけでありまして、私はこの教養番組と教育番組並びに報道番組、娯楽番組の定義というものを一応あなたの方に聞いておきたい、こう思つておるわけでありまして、この四つの番組を、こう名前を冠したということについての一応の定義をここで明らかにしておいてもらいたい。それから、その定義と同時に、具体的に教養番組はどういう番組であるか。今日の番組において教育番組は具体的にどういふ番組をさすのか、これを一つ明確にしておいてもらいたい、こう思ふわけ

です。

○石川説明員 御説明申し上げます。教育番組と教養番組につきましては、改正案の第二条に定義を挿入しております。それによりまして、「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいふ。それから「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、國民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいふ。というふうに一応定義しております。ところが御指摘の通り、實際これだけでは教育番組と教養番組の差別ははっきりしないのであります。この両番組とも、國民の一般的教養の向上を直接の目的としておるという点においては共通しておりますけれども、同じく四十

四、この教育番組というものは四十條の、ただいま御指摘の條文の次の項であります。5で、教育番組の形式的といひますか、あるいは教育技術的といひますか、そういう要件をつけております。それによりまして、教育番組につきましても、その放送の対象とするものがはっきりしておらなければならぬ。はつきりしておらないものはだめだ。その番組が組織的かつ継続的でないければならぬ。それから、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにならなければならぬ。この三つの要件をつけております。こういう要件が備わつて初めて教育番組たることができるのだ、そのほかのものは、たとひ國民の一般の教養の向上を目的としなくても、この要件がつかなければ、教育番組といひたいと思ひます。

その次は、ただいま御質問の娯楽番組でございますが、娯楽番組につきましては、これは國民に慰安娯樂を提供することを目的とした番組という、きつめて常識的なものであるというふうな考へをもちまして、実は定義を設けておりません。ただ問題になりますのは、それから教養番組と娯楽番組はどこで差別をつけるかという点が実はかなりむづかしい問題だと思ふのです。定義によりまして、教養番組はその目的が、國民の一般的教養の向上を目的とするという主体的な要件を備えておるというところでございまして、ただ結果としてそれが國民の教養の向上になるとかならぬとかいふことでなしに、そういう基準が非常にあいまいでありますので、まずそういう主体的な要件とい

しまして、これは教養番組として編集するのだという一つの重要な要件をいたしておきます。それで具体的にになりますと、しからばあとでいろいろの紛争が起りました場合に、そういうものが果してどういう意図であるかわからぬじゃないかという問題があらわすが、これは放送の番組編集の技術上、教養番組は教養番組らしい特殊の編集の技術というものがあろうというふうに考えます。それから具体的にはいろいろ違うと思うのですが、そういうことで一応教育番組と教養番組の区別をつけることができるというふうに考えておきます。

○森本委員 なかなか親切に法規課長説明せられましたけれども、これはみんな聞いておつてちよつとわかりにくいです。そこで、私がわかりやすく質問いたしますから明確にお答え願いたいと思うのですが、たとえばNHKではこれは娯楽番組であると解釈する。ところがそれと大体似通った番組であつて、これが民間放送にいくと教養番組である、こういう解釈をするようなことがあつたらぬとすれば、これをどうお考えになりますか。

〔秋田委員長代理退席、委員長着席〕

○石川説明員 ただいま一般的に説明申し上げた通りであります。それを今の問題についてお答えいたしますと、実際問題として特定な番組、これを教養と考えるか、娯楽と考えるかという点はいろいろなケースがあると思うのでして……

○森本委員 いや、あまり長いこと言つておると時間ありませんので、私の言っているのは、教養番組と娯楽

番組について非常に分けにくい場合が出てくる。そういう場合に、教養番組は、あくまでもNHKであつても一般放送の事業者であつてもこれは教養番組であるという場合には同じようなものは全部教養番組になる。娯楽番組という場合には、NHKであつても民間放送であつても同じようなものは娯楽番組である、こう断定しなければならぬ。NHKである、民放であるということによつてこれがNHKでは娯楽番組であるとしておられるにもかかわらず、民間放送ではこれが教養番組であると見る、こういうふうなことがあつてはならない、こう私は解釈をするがあなたはどうか、こういうことです。

○館野説明員 お答えいたします。番組の分類の話かと存じますが、番組の分類の問題は御承知のように非常に技術性を持ったものであります。それでその目的によりましていろいろと番組の分類の基準、指標と申しまするが、いろいろ変つて参ります。たとえば局外中継とスタジオ番組というような分け方もございまして、商業番組と自主番組という分け方もございまして、それぞれの事業者なりあるいは一般社会なりの目的に応じて分けられるわけでございますけれども、この改正法であつておられまする番組の調和をとらなければならぬといつておられまするが、そつくりそのまま技術的な番組分類に適用するかどうかということにつきましては研究を要することかと存じます。それを前提といたしまして御質問の、ある一つの番組あるいは非常類似の番組につきまして協会と一般放送事業者との間で受け取り方が違ふというところが、非常に技術的、物理的に

その番組の一つのきめ方というものが設定されまざるならば起り得ないと思ひますけれども、法律であつておられまする近郊都市をとらなければならぬという三分類につきましては、必ずしもそれがイコール具体的な番組分類上の技術的な指標というわけには参らぬと思ひますので、ものによりましては非常に類似のものでもそれぞれの事業者によりまして分類が違つてくることがあるかとも思ひます。しかしそれに対する保障といたしましては、たゞい番組審議会と一般の民間聴取者の意向なり有識者の判断を反映する機関がありまして、一次的にはそこで分類するなり、あるいはその適否なり、何の目的で分類をするかということがきめられるわけでございますから、一般的な常識と申しますか、良識にたよるわけでございます。

○森本委員 質問を短かく要点だけをやりますから、答弁も一つ要点だけをお答え願ひたいと思ひます。それでは今の解釈では、NHKと民間放送とにおいてはそのそれぞれの考え方によつて、NHKではこれは娯楽番組であると解釈されても、それと類似したような番組であつても、民間放送ではこれが教養番組であると自主的に解釈をする場合もあり得る、こういうことですね。

○館野説明員 それは法律的にはあり得ると思ひます。

○森本委員 そうすると、民間放送業者においてもそれぞれの番組審議会が設けられるという事になりますと、類似したような番組においては、それぞれの番組審議会の自主的な判断において、教養番組と娯楽番組ということがこちらの解釈とこちらの解釈がちぐ

はぐになつてもやむを得ない、こう解釈をするわけですね。

○館野説明員 法律的にはさうでございますが、実際的には番組の分類の基準と申しますのは、一般放送事業者におきましては、現在日本民間放送連盟というもので統一的分類の基準を設けておりますので、それに従つて現に行われておりますし、今後も行われるだらうと思ひます。

○森本委員 その解釈は非常におかしいのです。そういうことがないがために今回の番組審議会というものを各放送事業者に作つておつておつて、ところが今言つたような考え方であるならば、われわれがこの法律案を審議する際に再三言つたように「又はその他の団体」と、これを改正すればそのままになるわけですね。だけれども民間放送連盟というものを一応この番組審議会に限定しては認めない、それぞれの個々の会社に番組審議会を置いて審議をするということになつておるわけですね。この四つの番組が何々であるかというところは、この番組審議会において判断をするわけですね。だから法的にはそれぞれの番組審議会が各会社に置かれるから、それぞれの番組審議会において判断をしたことが食い違つてきて、これは法的にはやむを得ないか、こういうことを言つておるわけですね。

○館野説明員 法的に意味を持つ判断、分類といたしましてはお話の通りでございます。ただ実際問題といたしましては、各会社が統計の便宜上から、たゞいま民間放送連盟で各社の意見を聞いて作つておりますものを適用していく。それがいろいろの各社の比

較をするのに便宜だからということで作つておられますが、分類の基本は各事業者、改正法によりまして、それを裏づけるものは審議会でございます。それはお話の通りでございます。

○森本委員 そこで次の事項が関係があるわけですが、「放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならない」ということ。この放送番組の相互の間の調和を保つようにならなければならないということ、これを具体的に放送時間を分類をした場合にどういうお考えでありますか。たとえば娯楽番組が何分の一で、教養番組が何分の一というふうな具体的なことを考えなければならぬという文句は出てこないかと思ひます。そこで具体的に行政当局としては、これについてはどういうお考えであるか、こういうことです。

○館野説明員 ただいまその数字的な比率というものは考えてございませぬが、ただ実際の行政措置として行われました一例を御参考に申し上げますと、昨年三十数局の民間テレビジョン局の免許をいたしましたときに、これは各申請者が事業計画としてあげてきたものがあつたわけであつて、それと教養と申すものを三〇〇〇維持しますというところ、それを役所が、言葉は適当ではありませんが、条件として念のために付しております。その教育、教養三〇〇以外につきましては或る社につきましては報道十何%というものがございまして、そうでないものもあつたに従ひまして、ただいまのところ教育、教養三〇〇という線は一つの線になつておるわけでございますが、全体を通

じて三、三、三であるとか、あるいは五、二、三であるとかというものは別に処分上も現われておりませんし、確定はしてありません。

○森本委員 しかしこの条文をこしらえたことについては、今日までの行政指導参考として出したということは言えるでしょう、どうですか。

○館野説明員 お話の通りでございます。ただいま申し上げました昨年度の一般テレビジョン局の免許につきまして、世論の向うところに従いまして教育、教育というものを特に取り立てて三〇％といたしました。その考え方はまず第一に、三つの項目があれば特別に同じような分量ということ、よく然とありますが、頭に描いて処分されたものと考えます。

○森本委員 この項は民間放送にも適用になるわけですね。

○館野説明員 さようでございます。

○森本委員 そこで、ここで問題になりますのは、たとえば教育テレビ専門でこれを一つ許可したというふうなところについては、かなりその番組面におけるところの内容については行政指導において規制をされているわけですから、そこで教育テレビ等についてはこの条項との調和はどうなるんですか。

○館野説明員 教育テレビといったようなこれは法律用語ではございませぬけれども、この改正案におきまして「特別な事業計画によるものを除くほか」という言葉でその局全体の性格としてありますこと、それから一般の場合におきましても特殊な期間とか国家的な大行事といったような期間を除く、この両方の意味を「特別な事業計画によるものを除く」ということ

ろに含ませております。

○森本委員 そうすると、今のたとえば教育テレビについては、その内容についてはこうやってもらいたいという一応の指導をしていると思うのですが、今のたとえば教育テレビについてはどういう番組の指導をしているんですか。

○館野説明員 御質問でございますが、世上条件々々といわれておりますけれども、これは申請者の方で事業計画——われわれの方はこういう放送をやるんだということを申請書に書いて、申請内容になっておりますものを、社会的に非常に大きな問題であるからということ、オウム返しに念のためにつけて処分の際に免許しておりますので、いわゆる行政法上の条件ではないのでございます。それを前提にいたしますが、民間の教育放送におきましてはもとよりその申請書の内容、事業計画におきまして教育五〇％、半分をやる、それから教養番組に属するものを三〇％やりまして、合せて八〇％は自分の方で特殊な性格を出すためにやりたいという申請になって、それを免許しているわけでありまして、

○森本委員 そういふふうに免許されておいても、この改正案が通った場合に、私のところは教養番組、教育番組、娯楽番組、報道番組はこの条項の通り調和を保つために今回こういうふうなやり方だと思ひますと言つてきかぬ場合、あなたの方は、それはいかぬと言ふことはできぬわけではございませんか。

○館野説明員 先ほど申し上げましたように、特別な事業計画によるものを除いてございまして、特殊な性格を

持った局として申請いたしました、それが電波の有効な使用、放送局の一つのあり方として有意義である場合は、その特別な計画に基いた免許なり再免許なりが行われることであらうと思ひます。

○森本委員 これはなるほど「特別な事業計画によるものを除くほか」ということになっておりますけれども、この「特別な事業計画」というものを今言った民間放送の教育、教養テレビに当てはめるといふことはちよつとおかしいと思う。だから今回の免許の指導の際に、そういうものを自主的に向うが言つてきた。これを許可するといふことについては、一応それはそれでいいと思ひますけれども、私はその内容が賛成とか反対とかいうのではないですよ。法的にこういう解釈になるのではないかと云つておるわけですね。

○森本委員 この改正案が通った場合に、そういう局が今度は特別な事業計画はやめて、この法律にある通り四つの番組の調和を保つために、こういう番組編成をやります、こう言つてきた場合、それはいかぬというところは言えないうわけですね、片一方では法的にそれを申請してくるわけですから……。

○館野説明員 それはそのときそのときと申しますか、最も社会的に意味のある局のあり方あるいはその申請の内容につきまして、どの局を免許するか、どういふ内容の局を免許するかという免許方針の問題ではなからうかと存じます。法律的にはそういう申請が出ました場合には「特別な事業計画によるものを除く」といふことがありま

合のものしか許せないということではなからうと考へております。

○森本委員 いや、たとえば具体的に大阪の今のテレビの局の免許の際の条件と違つてゐるというようなことで、今非常に新聞等でも騒がれておるの、私は具体的な問題を改正案に就いて聞いておるわけですね。だから、そういう局がこの条項をたてにたてて、私の方ではこういうふうな番組の調和をやりたいと言つてきた場合には、それはいかぬというところは言えぬだろう、こういう条文がある限りにおきましては……、どうですか。

○館野説明員 これは法律的な面でございますけれども、御存じの通り電波法では放送局は有効期間三〇年になつておりました、しかも再免許というものを一斉にやるといふことになつております。従ひまして、開局後半年でも三ヵ月でも一斉再免許の時期になりますと、その前日全部の免許が切れまして再免許にかかるわけではございませぬ。再免許と申しますのは、電波法上全く新しい免許と同じでございますから、その際果して従来の特別な事業計画によるものを存続させる必要があるか、あるいはもつと拡大させる必要があるかどうか、あるいは軽減していつた方がむしろ全体の放送局のバランスからよろしいかどうかということ、そのときそのときの社会情勢、国民の要望に従つて免許方針が立てられるわけでありまして、必ずしも前と同じ要であるとは前と違つた姿、どちらともいふことにはならないかと思ひます。

○森本委員 この条項は将来、今言つた免許の問題と関連をして非常に問題のある条項じゃなからうか。私はもつと時間をかけてこの条項だけでも審議をしていただいた方が、一般の民間放送事業者等に対しても明確になるわけでありませぬから、審議をしておかなければならぬと思ひますが、時間がありませんので、一応この条項についてはこの程度にして、またいつか機会を見てこの条項については論じよう、こう考へます。

次に五項であります。「内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにならなければならない。」この条項であります。これは前日に放送するということでありませぬ、それとも新聞発表するといふようなことであります。どういふことですか。

○石川説明員 お尋ねの点であります。が、具体的にはそういう周知方法を規定してございませぬので、適当な手段でやつていただければけっこうだと思ひます。

○小松(信)委員 この放送法の一部を改正する法律案につきましては、これまで相当長い時間にわたりました質疑応答が繰り返されたわけではございませぬ、それを拝聴しておりましたが、何か私にはびんとこないものがある。そこでいろいろ考へてみたのですが、それはこの法案の提案理由の御説明を大臣からされまして、私もいろいろお聞きしたばかりでなく、あとで速記録も繰り返して読んでみたのですが、それでも何かやはりびんとこないところがある。これは私だけがそうかと思ひましたところが、与党の委員の方々からも、こんな改正をする必要が今のところはないのではないかといふような意見も出ております。これは大臣の御説明に待つまでもなく、今日の現行法が制

改正についてはいかにも反対だという

うのは昭和三十一年に松方さんを会長

○小松（信）委員 諮問をされたという

しかも放送の能率向上、適正を期する

というためには、この番組審議会の委員の任命については、やはりある程度公的な機関における任命というものがふさわしいのではないかと。たとえば地方の番組審議会については、とうとうに、そういうふうな結合ということもおかしいが、この適正を期するためには、地方の番組審議会については都道府県会の承認を要するとかいうような形のもので作るならば、この番組審議会の委員のメンバーよりも、もっとも公正になるのではないかと。ところが、その辺のことに、これはどうお考えですか。

○廣瀬政府委員 ただいま森本委員の御質問の委員の選任につきましての御意見であります。改正案は、御指摘のように学識経験を有する者のうちから放送事業者が委嘱するという事になっております。番組審議会のねらいからいいますれば、この委員の選任を放送事業者以外にいたしまして、選任につきましては公平な第三者の関与する道を開きますとか、あるいは審議会自体に強権を持たせるとか、または公権的につながらせる方法も考えられますけれども、先刻私が金九委員にお答えいたしましたように、政府といたしましては、特に言論の自由ないしは放送事業者の自主性を阻害する結果になりまます。それがあります。一切の規定を避けておきたいというふうなわけでありまます。政府といたしましては、聴取者の代表ともいふべき番組審議会委員が学識経験者として良識ある活動することによって、放送番組の向上、適正のためかなり効果を上げるものと信じておるわけでありまます。

○森本委員 その学識経験者というものはいつも問題になるわけでありまして、この一般放送事業者の番組審議会の委員の選任についても、私はここで明確にしておきたいと思うのですが、視聴者を代表してやはりその番組審議会の中に入るといふことになりまますと、NHKの経営委員も同じように、私が先ほど言いましたように生活環境の異なる階層からこの審議会の委員にそれぞれ出ていかないと、今までのロータリー・クラブの会長とか商工会議所の会長とか並んだような番組審議会の委員であるならば何にもならぬ。やはりそういう人も出てもらわなければならぬけれども、さらにほんとうに働く農民の代表とか、働く労働者の代表とか、あるいはまた家庭婦人の代表とか、そういう構成の番組審議会であれば、真にこの番組審議会を置いた目的に沿わぬ。私はこう考えるわけでありまます。これはどうお考えの御見解はどうですか。その通りという事とならぬのでございませう。

○廣瀬政府委員 御所見は、先刻経営委員について申し上げましたように、まことに傾聴すべき御意見と存じまます。○森本委員 傾聴すべき意見でありましても、それが現実にならなければ何にもならぬわけでありまして、やはり私が言ったような構成における番組審議会ができることは望ましい、そういうことは望ましいと郵政当局は考えておる、こう言ってもさしつかえないと思ひますが、どうですか大臣。○寺尾国務大臣 これは、たとえば農民の中から、あるいは労働者の中からそうした適格者と申しますか、りっぱな人があれば、御指摘のように当然こ

れを委員として選ぶべきだ、かように考えまます。○森本委員 答弁も不満であります。これはまだいろいろ質問がありますけれども、時間がだいぶ迫つて参りましたので、私は以上いろいろ申し上げましたけれども、この質問をこの程度で打ち切りたいと思ひますが、最後度大臣に聞いておきたいことは、この前の委員会においても私が質問をいたしましたように、この放送法の改正については抜本的に改正せよという御意見もありまますし、また先ほどの受信料の問題につきましても、予算の編成権、修正権の問題につきましても、この放送法については疑義のある点が多々あるわけでありまます。そういう点から放送界においても、あるいはまた政府当局においても、抜本的に改正をする必要があるのではないかと。今日まで議論をされてきておられますけれども、今の政府当局においては、そういうことをやってもまた大きな問題になるから、まあまあこの程度にしようという事で無難な改正案を提案をしたというふうにもとれるわけでありまます。そこで、これは与党のことでありますから私も正確には知りませんが、昭和三十三年を目標に、自由民主の党内においてこの放送法の根本的改正を行うためにこの特別委員会を設置をして、今私が申し上げました予算の編成権、あるいはまたこの受信料という声が上がつておるということが新聞のニュースにもちよつと出ておりましたが、それはどうですか。

○寺尾国務大臣 三十五年度を目途として放送法を抜本的に改正しようというこの具体化につきましても、私は承知をいたしておりますが、しかし必要最小限度の今回の放送法の改正をもって将来これよりよいというわけにはいかない。特に御指摘のようないろいろの重要な解決をすべきポイントもございますから、期間を長く置かないで、この放送法の異常の発展にも順応いたしまして引き続いて抜本的な放送法の改正をしなればならぬ、こういう意見は相当あるわけでありまます。私の方にもありますし、また一般有識者の中、特に民放連等にはそういう要望が強く私も拝聴いたすところでございませう。従いまして、方法と時という点についてはここではつきり申し上げられませんが、このことにつきましては時をおかないで、こういった懸案の問題を十分検討して抜本的な放送法を近い将来に制定をしなければならぬ、さうに考えておられます。

○森本委員 そうすると与党の中に三十五年度を目標にしてそういう特別委員会を作ろうというふうなことに、まだ大臣が聞いておられないという事でありまます。そこで一般の民間放送等については相当これを改正せよという声もある。政府当局の中にもある。また社会党の中にも、若干改正をすべき点もあるという事は言えると思ひます。その個々の問題については賛成、反対は別でありますけれども、放送法そのものが今日の段階において完全なものであるという事はおそろく言えないと思ひます。しかし、そこでこういう重要な、一般の国民に影響の大きい放送法の根本的な改正ということになりますならば、少くとも私の考え方

では、与党の内部に特別委員会を作つてこれで慎重に検討するということではなくして、政府が首領をとつて与野党、さらに一般の有識者、あるいは一般、広い国民の各階層にも意見を十分に集約して慎重にその審議会あたりで検討して、そして初めて国会に上程をするというふうな、非常に慎重な段階を踏むべきであるというように私は考えるわけでありまます。大臣はこれに対する御見解を明確にしておいてもらいたい、こう思ふわけでありまます。○寺尾国務大臣 御所見といたしましては私は全く同感でございます。従いまして、そういった公正なしかも抜本的な放送法の改正に近い将来立法される、こういうことに關しましては、御指摘のような方法でやるのが最も適切である。私はかように考えております。

○浅香委員長 片島港君。○片島委員 一言お尋ねしておきます。今、政府の方の予算もいろいろ査定が行われておりますが、NHKの明年度の予算もすでに郵政当局と御相談なさつておられるか、おられないか。どういふ段階にありますか。いずれにしても早急に今度の通常国会に出されなければならぬ。そこで昨年度のNHKの財政状態などから考えまますと、受信料金の問題が当然問題になつてくると思ひます。私たちがその財政状態などをいろいろ調査いたしてみますと、NHKの全体の財政状態から見たならば、何らかの方法でその方法を考えなければならぬ。これは料金を上げるとか――上げるという方法も一つありましようし、またそうではなくて政府の財政投融資なりいろいろな方法があると

では、与党の内部に特別委員会を作つてこれで慎重に検討するということではなくして、政府が首領をとつて与野党、さらに一般の有識者、あるいは一般、広い国民の各階層にも意見を十分に集約して慎重にその審議会あたりで検討して、そして初めて国会に上程をするというふうな、非常に慎重な段階を踏むべきであるというように私は考えるわけでありまます。大臣はこれに対する御見解を明確にしておいてもらいたい、こう思ふわけでありまます。○寺尾国務大臣 御所見といたしましては私は全く同感でございます。従いまして、そういった公正なしかも抜本的な放送法の改正に近い将来立法される、こういうことに關しましては、御指摘のような方法でやるのが最も適切である。私はかように考えております。

思いますが、特に国民一般に一番大きな影響を与えるのは受信料の値上げ、これが一番大きな問題であります。大臣は、このNHKの予算を国会に提出するについては意見を付してこちらに出される最もあなたが権力を持った方であります。権威を持った方であります。この非常に重大な問題を切り抜けるのについてはやはり腹をきめておかなければならぬと思うのです。ふらふらしておいたのではどうも解決しないのですから、料金問題について大臣はどういうようにお考えになっておりますか。来年度まで委員会が開かれませんか、はつきりここで御所見を伺っておきたいと思ひます。

○寺尾國務大臣 御質問の中にも御指摘がございましたように、NHKは財政的にこの資金計画、事業計画、こういったようなものは、今の六十七円のままで、投融資あるいは利子補給等の特別な処置をいたさない限りは、三十四年度のこの計画は立たないのではないかと、かように考えております。従いまして、NHKが五カ年計画といたしまして政府に提出いたしておりますもの、また三十四年度の事業計画といたしまして、受信料を八十五円にいたしました。受信料を八十五円にすることによって、これらの計画が日本放送協会といたしましては私の方には要望があり、その計画が提出されました。従いまして、私といたしましては、三十三年度においても借入金、こういうことでやってきておりますので、最小限度の値上げというものは認めざるを得ないのではなからうか、これらにつきましては、一応関係関係等にも相談をいたしまして、これを党の正式機関

にかける、そうして党の正式機関の了承を得るならば、三十四年度の事業計画、資金計画を、いわゆる予算案とともに——これと不可分になっておりますから、この際に国会の御審議をお願いしたい、かように考えております。

○浅香委員長 ほか質疑もありませんが、本案に対する質疑はこれにて終了したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅香委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終了いたしました。ただいま委員長の手元に橋本君より本案に対する修正案が提出されております。提出者橋本君より趣旨の説明を聴取することといたします。橋本君。

放送法の一部を改正する法律案に対する修正案
放送法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十四条の改正規定中「五人」を「七人」に改める。
第四十四条の七の改正規定中「一箇月」を「三週間」に改める。
第四十九条の二の改正規定の見出しを「（資料の提出）」に、同条の改正規定中「報告をさせることができる」を「資料の提出を求めることができる」に改める。

第五十一条の二第二項の改正規定に次のただし書を加える。
ただし、一の一般放送事業者の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下この項において単に「放送区域」という。）と他の一般放送事業者の放送

区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当たるとき又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。

第五十一条の二第二項の改正規定中「一般放送事業者が委嘱」の下に「（第五十一条の二第二項ただし書の規定により置かれる審議機関の場合にあつては、共同して委嘱）」を加える。

第五十三条の見出しの改正に関する部分中「報告」を「資料の提出」に改める。

第五十九条の改正規定中「報告を怠り、又は虚偽の報告をした者」を「資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者」に改める。

○橋本委員 私は自由民主党を代表いたしましたとして、ただいま議題となりました放送法の一部を改正する法律案に対する修正案に関し、提案の趣旨並びに内容を御説明申し上げます。

放送法の一部を改正する法律案は、去る十二月十日国会に提出されたものでありますが、この法案の前身ともいふべき放送法改正案が去る第二十八国会に、また今回の法案と実質的には同一内容の法案が前国会に提出され、いずれも審議未了に終わっておりますけれども、本委員会におきましては、特に前国会期間中、この法律案の内容につききり野党協力して、あらゆる角度から

詳細に検討し、慎重審議を進めて参つたのであります。この審議過程を経て、自由民主党といたしましては、今回の放送法の一部を改正する法律案は、その内容がおおむね妥当であるが、なお若干の点につき、これに修正を加える必要を認めて、この修正案を提出いたしました次第であります。

修正案は、お手元に配付いたしましたものであります。御承知願うことといたします。朗読を省略いたしますと存じます。

修正点は、大別して四つにわたっておりますが、その第一点は、第二十四条の改正規定中、日本放送協会の理事の数に関するものであります。原案の「理事五人以上十人以内を置く」という規定は、理事の員数の最小限と最大限との間の幅が広過ぎるからであり、それがため会長の理事の運営について適切を欠く恐れもあつた。かつテレビ局の発足に伴って、協会業務の種別が複雑化し、その業務量も飛躍的に増大している実情にかんがみて、これを「理事七人以上十人以内」と改めようとするものであります。

修正の第二点は、第四十四条の七の改正規定中、放送内容についての事後措置の期間が、「当該放送番組の放送後一箇月以内」となっております。これは、放送事業運営の実態に徴し、長きに失するものと認められ、これを「三週間以内」に短縮し、これを「三週間以内」に何ら影響も認められないので、修正することが妥当と考えられたのであります。

第三点は、第四十九条の二の「郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところによ

り、協会に対しその業務に関し報告をさせることができる」という改正規定の後段を、「その業務に関し資料の提出を求めることができる」と改め、また見出しにも修正を加えて、本条の趣旨が業務報告の徴収に藉口して、放送番組の内容その他に不当に干渉するようないきざりを含んでいないことを、一そう明瞭にしようとするものであります。なおこれに伴って第五十三条の見出しの改正、第五十九条の改正規定にも所要の改正を加えることといたしました。

修正の第四点は、第五十一条の二第二項の改正規定に関するものであります。原案によれば、一般放送事業者における放送番組審議機関は放送事業者ごとにこれを置くことを要することになっておりましたが、ある地域に複数の放送事業者が存在し、その放送区域の全部または大部分が重複しているような場合には、共同して審議機関を置くことができることとした方が一般放送事業運営の実状にも即し、かつ経費の節約をもたらしこととなりますので、放送区域または区域内人口の三分の二以上が重複する場合に限り、番組審議機関の共同設置を認める趣旨の改正を行い、同時に関連規定たる第五十一条の二第二項についても、これに伴う修正を行うとするものであります。これをもちつて本修正案の趣旨並びに内容の御説明を終ります。何とぞ全会一致をもつて御賛成あらんことを希望いたします。

○浅香委員長 ただいまの修正案に対する質疑を行います。これを許します。森本君。

○森本委員 放送法の改正案について

は、今まで審議をしてきた通りであります。今与党の諸君から修正案が出ておりますが、これについての政府当局としての御見解を一つ明らかにしてもらいたい、こう思うわけです。

○寺尾国務大臣　ただいま橋本委員からお示しの本法案に対する修正案につきましては、政府といたしましては別段の支障はないものと存じております。従いまして、このように御修正をいただきますことにつきましては異存はございません。

○森本委員　別段の支障はない、異存がないということをお聞いでおるわけなしに、この四点にわたるところの改正については、積極的に、こういう修正が望ましいという考え方なのか、それとも修正しても修正しなくてもよろしいというふうに考えておるのか、一つあなたの方のはっきりした、四点についての見解をお聞きしておるわけです。

○寺尾國務大臣　ただいまお示しの修正案につきましては、権威ある本委員会の御修正でもあり、私といたしましてはこの修正に応じたいと思います。

○森本委員 権威ある委員会の修正ではまだないのです。与党の諸君から提

案をされておるところの修正案であるわけです。野党のわが社会党は、これに対して、まだ賛否いずれとも言っていない。そこで、まず政府当局のこの修正案に対する意見は、積極的に賛成なのか、それとも退嬰的に賛成なのか、その辺を明確にしてもらいたい、こういうことですよ。

○寺尾國務大臣 先ほどの私の答弁を取り消します。橋本委員のお示しの修正案につきましては、私はこれ

に對しましては本委員會においてこれに御賛同賜わつて、この修正案に一致をせられるということであれば、この修正に應じたいと思います。

○森本委員　それで政府当局に聞いて

おきたいのですが、四十九条の二の修正案でありますが、修正になりますと「資料の提出を求めることができる。」ということになっておるわけであります。これはおそらくある程度官僚統制制ということを緩和しようという意味における修正点であろうと思います。

「資料の提出を求めることができる。」

ということについては、すでに現在でもやっておるんじゃないですか。現実の問題としてはどうですか。資料の提出については現在でもやっておる。それでは郵政当局は困るから報告というふうに、一つの強制的な意味にするこ

いうところがあるわけですね。それではちょっと官僚統制になるからいかぬというところでおそらくこの修正案が出ておると思いますが、一体政府当局としてはこれについてどう考えておるのですか。

○寺尾國務大臣 報告を求めるといふ問題点につきましては、過日も相当論議があり、またこれに対する反対の御意見等もあったのであります。従いまして、ただいま森本委員のおっしゃる、そういうような問題点については緩和をするという意味をもちまして、この修正は私の方としてはやむを得ないものだ、かように存じております。これをお受けすることにいたしましたと思います。

○森本委員　それで現実の問題としては、「資料の提出を求めることができる。」というふうに改正をしても、現在郵政当局は、資料の提出はすでに今ま

でもずっと求めておるのではないか、

現実にはやっておることはないか、こういうことを聞いておるわけです。

○廣瀬政府委員　ただいま御指摘の資料の問題につきましては、現在相当あるのであります。法律を明定いたしましてこれをはっきりしようというわけなのであります。

○浅香委員長　ほかに質疑もないよう
ですから、本修正案に対する質疑は終
了したいと思いますが、御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○浅香委員長　御異議なしと認めま
す。よつて、放送法の一部を改正する
法律案の政府原案及び橋本委員提出の
修正案に対する質疑は終了いたしました。
した。

午後一時十四分散会

〔参照〕

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕